

## 参 考 資 料

- 参考1 第9次京都市環境影響評価審査会委員名簿
- 参考2 諮問書（写）
- 参考3 京都市環境影響評価等に関する条例等（抄）
- 参考4 京都市環境影響評価審査会運営要領

第 9 次京都市環境影響評価審査会委員名簿

| 氏 名    | 所 属                   | 専門分野     |
|--------|-----------------------|----------|
| 青野 正二  | 大阪大学人間科学研究科准教授        | 音環境・騒音   |
| 板倉 豊   | 京都精華大学大学院人文学研究科教授     | 環境教育     |
| 大久保 規子 | 大阪大学大学院法学研究科教授        | 行政法・環境法  |
| 笠原 三紀夫 | 京都大学名誉教授              | エネルギー環境学 |
| 勝見 武   | 京都大学大学院地球環境学堂教授       | 環境地盤工学   |
| 河瀬 玲奈  | 滋賀県琵琶湖環境科学研究センター研究員   | 環境システム   |
| 倉田 学児  | 京都大学大学院工学研究科准教授       | 都市環境工学   |
| 柴田 昌三  | 京都大学大学院地球環境学堂教授       | 景観生態学    |
| 島田 洋子  | 京都大学大学院工学研究科准教授       | 水質       |
| 竹見 哲也  | 京都大学防災研究所准教授          | 気象学      |
| 建山 和由  | 立命館大学理工学部教授           | 建設施工学    |
| 徳地 直子  | 京都大学フィールド科学教育研究センター教授 | 生態系      |
| 松田 法子  | 京都府立大学大学院生命環境科学研究科講師  | 建築史・都市史  |
| 安田 龍介  | 大阪府立大学工学研究科助教         | 大気環境工学   |
| 山田 悦   | 京都工芸繊維大学環境科学センター教授    | 環境動態解析   |

◎

◎：京都市環境影響評価審査会 会長

(敬称略，五十音順)



参考2-1

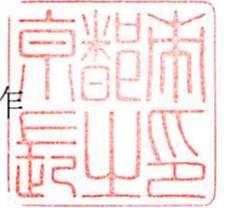
環 環 管 第 4 0 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

京都市環境影響評価審査会

会長 笠原三紀夫 様

京都市長 門川 大作



京都市立芸術大学移転整備に係る配慮書案について（諮問）

京都市立芸術大学移転整備について、京都市環境影響評価等に関する条例第13条第2項の規定に基づき、環境配慮の観点からの意見を求めます。



環 環 管 第 4 1 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

京都市環境影響評価審査会

会長 笠原三紀夫 様

京都市長 門川 大作



醒泉・淳風統合小学校施設整備事業に係る配慮書案について（諮問）

醒泉・淳風統合小学校施設整備事業について，京都市環境影響評価等に関する条例第13条第2項の規定に基づき，環境配慮の観点からの意見を求めます。

## 京都市環境影響評価等に関する条例（抄）

## （技術指針の策定等）

第 6 条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、環境影響評価等及び第 5 0 条第 1 項に規定する供用後事後調査を適切かつ円滑に行うために必要であると認められる技術上の指針（以下「技術指針」という。）を定めなければならない。

4 市長は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、第 5 9 条に規定する審査会の意見を聴かなければならない。

第 1 3 条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、当該提出があった日から起算して 3 月（第 1 1 条第 1 項に規定する意見書の提出がない場合にあつては、第 9 条第 1 項の公告の日から起算して 4 月）以内に、事業者に対し、配慮書案について環境配慮の観点からの意見を書面により述べなければならない。

2 第 6 条第 4 項の規定は、前項の規定により市長が配慮書案について意見を述べる場合について準用する。

## （審査会）

第 5 9 条 技術指針の策定及び改定並びに配慮書案、方法書及び準備書についての市長の意見の陳述その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するととともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

## （審査会の組織）

第 6 0 条 審査会は、委員 2 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

## （委員の任期）

第 6 1 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## （専門委員）

第 6 2 条 審査会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

## 京都市環境影響評価等に関する条例施行規則（抄）

### （審査会の会長）

- 第46条 京都市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
  - 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
  - 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### （審査会の招集及び議事）

- 第47条 審査会は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
  - 3 審査会は、委員の過半数（配慮書案についての市長の意見の陳述に関する会議にあっては、委員の3分の1以上）が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

### （部会）

- 第48条 審査会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
  - 3 部会ごとに部会長を置く。
  - 4 部会長は、会長が指名する。
  - 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

### （専門委員）

- 第49条 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 2 専門委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

### （審査会の庶務）

- 第50条 審査会の庶務は、環境政策局において処理する。

### （審査会に関する補則）

- 第51条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 京都市環境影響評価審査会運営要領

〔平成12年4月6日 審査会会長決定〕  
〔平成25年4月1日 改 定〕

## (趣旨)

**第1条** この要領は、京都市環境影響評価等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第54条の規定に基づき、審査会の運営に関し、必要な事項を定める。

## (定義)

**第2条** この要領で使用する用語は、京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）及び規則において使用する用語の例による。

## (調査及び審議)

**第3条** 審査会は、調査及び審議を行うに当たり、必要に応じ現地調査を行う。

2 審査会は、情報を公にすることにより種の保全及び良好な環境の保全の支障となる可能性が高い市域の貴重な植物及び動物に係る生育、生息に関する情報についての公開範囲について審議を行う。

3 委員は、調査及び審議に関し、会議のほか、会長に書面を提出することにより、意見を述べることができる。

## (小委員会)

**第4条** 審査会は、方法書又は準備書についての審議に当たって、環境影響評価等の対象となる項目（以下「環境要素」という。）についての詳細な検討を行うため、必要に応じて当該環境要素に係る小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長が指名する委員をもって構成する。

## (会議の公開)

**第5条** 会議は、公開とする。ただし、個別案件に係る審議に関する会議であって、貴重な動植物の生息、生育情報など、会議を公開することにより審査会の公正かつ円滑な審議が損なわれると認められるため公開しない旨の審査会の議決がなされたときは、当該会議を非公開とすることができる。

**(議事録の作成)**

**第6条** 会議が開催されたときは、議事録を作成する。

2 議事録の確認は、会長又は会長が指名する委員が行う。

**(議事録の公開)**

**第7条** 議事録は、公開とする。ただし、次に掲げる事項であって、公開しない旨の審査会の議決がなされた部分は、非公開とすることができる。

- (1) 貴重な植物及び動物に係る生育、生息に関する情報であって、公にすることにより種の保全及び良好な環境の保全の支障となると認められる部分
- (2) 事業者等から公にしないことを条件として、任意に提出された情報であって、承諾なく公にすることにより、事業者等との協力関係又は信頼関係を害すると認められる部分
- (3) その他公表することにより、公平かつ円滑な審議の支障となると認められる部分

**(部 会)**

**第8条** 規則第51条に規定する部会の運営に係る規定は、第3条及び第5条から前条までの規定を準用する。